

# 浜田市新型コロナウイルス感染症対策 観光事業者等応援給付金

令和2年12月から令和3年12月までの期間のうち、任意の連続する2ヶ月間の売上高の合計が、その前年または前々年の同じ2ヶ月の売上高の合計と比較して、50%以上減少している観光関係事業者を対象に応援給付金を交付します。

**対象者** ※次のいずれかに該当する観光事業者等

**(1) 宿泊施設**

市内に存するホテル、旅館、簡易宿所を経営する者

**(2) 旅行者**

市内に存する事業所等において、旅行業又は旅行業代理業を経営する者

**(3) 観光バス事業者・タクシー事業者**

市内に存する事業所等において、貸切バス事業（一般貸切旅客自動車運送事業）  
またはタクシー事業（一般乗用旅客自動車運送事業（※福祉輸送事業限定を除く））  
を経営する者

**(4) イベント運営・設営会社**

以下すべてを満たす者

- ▶ 令和3年4月1日において、浜田市有資格者名簿のイベント企画・運営の分類に登録されている
- ▶ 市内に事業所等を有している
- ▶ 平成29年度から令和元年度までの間に、市又は市が参画する実行委員会が主催するイベント等に係る業務を受託した実績がある

**(5) 石見神楽産業**

市内に存する事業所等において、平成22年度以前に事業を開始し、石見神楽衣裳、石見神楽面又は蛇胴の製造及び販売を行っている者

**給付要件** ※売上の比較については、詳しくはホームページをご覧ください。

令和2年12月から令和3年12月までの期間のうち任意の連続する2ヶ月間の売上高の合計が、以下のいずれかの条件を満たすこと

- (1) **前年又は前々年の同じ2ヶ月間の売上高の合計と比較して50パーセント以上減少**していること ※ただし、前年又は前々年の同期間の売上高が40万円以上あること

※令和2年12月1日から令和3年9月1日に新規創業・開業された場合

- (2) **金融機関等と作成した事業計画の2ヶ月間の売上高の合計と比較して50パーセント以上減少**していること ※ただし、事業計画の2ヶ月間の売上高が40万円以上あること
- (3) **それ以前の任意の連続する2ヶ月間の売上高の合計と比較して50パーセント以上減少**していること ※ただし、任意の連続する2か月間の売上高が40万円以上あること

**※売上高の比較は、法人全体、個人全体の売上を比較してください。**

## 給付額

1 事業者当たり **40 万円**

※複数の区分に該当する場合でも、1 事業者あたり一律 40 万円です。  
ただし、**表面給付要件 (3) に該当する場合の給付額は、10 万円**

## 申請について

【申請期間】 **令和 3 年 12 月 20 日 (月) から令和 4 年 3 月 18 日 (金)**

※上記期間中に交付申請が必要となります。

【申請方法】 郵送または窓口へ必要書類一式をご提出ください。

【必要書類】

申請書兼請求書	様式第 1 号
誓約書	様式第 2 号
売上減少の申告	様式第 3 号
減少を確認できる書類	(1) 対象月の売上台帳等の写し ※売上減少の申告で選択した、令和 2 年 12 月から令和 3 年 12 月の任意の連続する 2 ヶ月分 (2) 比較を行う年 (前年又は前々年) の確定申告書別表第一の写し ※申告書に税務署の收受日付印があること (3) 比較を行う年 (前年又は前々年) の月ごとの売上がわかる法人事業概況説明書の写し又は、青色申告決算書の写し等
振込先口座を確認できる書類	通帳の写し
事業所の所在地、事業開始年月日及び事業内容を確認できる書類の写し	法人登記履歴事項全部証明書、確定申告書類、開業届、営業許可書など
※第 2 条第 4 号に該当する場合 平成 29 年度から令和元年度までの間におけるイベント企画・運営等の実績が確認できる書類	市または市が参画する実行委員会が主催するイベントの主催者からの書類等 (例) 請書、契約書、市または市が参画する実行委員会への請求書の控えなど

申請書の様式は、浜田市ホームページからダウンロードできます。

浜田市 観光事業者等応援給付金

検索

ご相談・お問い合わせ・申請先

**浜田市 産業経済部 観光交流課**

〒697-8501 浜田市殿町 1 番地 (浜田市役所 4 階) TEL : 0855-25-9530